

議 長 日程第7「議案第34号平成29年度松田町一般会計補正予算（第3号）」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第34号平成29年度松田町一般会計補正予算（第3号）。平成29年度松田町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,340万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億294万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成29年9月13日提出、松田町長 本山博幸。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼政策推進課長 それでは説明をさせていただきます。4ページをお開きください。第2表、債務負担行為補正でございます。松田町寄ロウバイ園指定管理委託料、平成30年度から32年度、300万円。こちらにつきましては、寄ロウバイ園に導入したいと考えている指定管理につきまして、指定する団体等に施設の管理業務を代行していただき、地元の方々の活力を生かした効果的な事業推進並びに管理運営を図るものでございます。町では、この指定期間を平成30年4月1日から平成33年3月末日までの3年間と考えております。これにかかる指定管理料としまして、毎年100万円、計300万円を限度額に債務負担行為として補正をさせていただくものでございます。

続きまして、松田町寄農林体験施設指定管理委託料、平成30年度100万円につきましては、いわゆる寄七つ星ドッグランとカフェの指定管理につきまして、民間活力を導入することで、ニーズに対し効果的に対応し、サービスのさらなる向上と経費節減を図るものでございます。町では指定期間を、こちらは平成30年1月1日から平成32年3月末日までの2年3カ月を考えておりますが、これにかかる指定委託料としまして、今年度につきましては既に150万円を予算

計上させていただいており、平成30年度に100万円を、平成31年度につきましては自走していただくということで、委託料はゼロということになります。平成30年度の100万円を限度額とした債務負担行為を補正させていただくものでございます。

続きまして5ページ、第3表、地方債の補正でございます。公営住宅建設事業につきまして、籠場町営住宅の建設工事に国庫補助2,340万円が増額とされました。同額を地方債から減額をさせていただくものでございます。福祉施設建設事業につきましては、松田さくら保育園の園舎増築事業の事業費の減、また県補助金が増額となったため、1,000万円の減額をさせていただくものでございます。臨時財政対策債につきましては、臨財債の限度額が決定したために368万7,000円を増額を補正させていただくものでございます。

すいません、12ページをお開きください。歳入から説明をさせていただきます。地方特例交付金、それから地方交付税。地方特例交付金につきましては86万円、地方交付税につきましては78万9,000円、額が決定したもので今回補正をさせていただくものでございます。基準財政需要額といたしまして22億2,382万1,000円、基準財政収入額は14億5,127万8,000円、この差し引きを今回地方交付税ということになります。

続きまして使用料及び手数料、使用料の農業使用料、ドッグラン使用料、体験実習館使用料でございます。こちらにつきましてはドッグカフェの使用料を22万1,000円計上させていただいております。

続きまして国庫支出金、国庫補助金、総務費国庫補助金、企画費補助金でございます。530万円。空き家対策としまして、官民が協力して取り組む事業に対しまして、空き家発生の防止など新たなテーマが加わり、申請したところ、採択されました。10分の10の補助でございます。全国で27団体、神奈川県では松田町のみとなっております。

続きまして老人福祉費補助金212万円、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金でございます。こちらにつきましては、グループホームみやまの里へのスプリンクラー整備工事の国庫補助金でございます。町を經由して交付するもので、同額を支出するものでございます。

続きまして土木費の国庫補助金、社会資本整備総合交付金2,340万円につきましては、籠場住宅の建設工事への補助金となっております。

続きまして県の支出金、県補助金、民生費補助金、障害福祉費、説明欄、在宅障害者福祉対策推進事業補助金、こちらも県の補助金に該当になったため、増額をさせてもらうもので、財源補正をさせていただきます。

続きまして児童福祉費補助金、安心こども交付金事業費補助金。こちらにつきましては、松田さくら保育園の園舎の増築事業に対する県の補助が手厚くなったために593万1,000円を増額させていただきます。

続きまして保育エキスパート等研修代替保育士雇用費補助金。こちらにつきましては、保育士の資質向上を目指すもので、保育士の研修に行っている間の代理保育士を雇用する賃金に対する補助でございます。4分の3の補助でございます。

続きまして統計調査費委託金23万5,000円につきましては、それぞれ統計調査委託金の歳入が確定したために、今回補正をさせていただくものでございます。

1枚おめくりください。繰越金でございます。前年度繰越金2,349万6,000円となっております。また、諸収入の雑入につきましては、ドッグランのフロア使用料、カフェの使用料、電気料としまして、19万2,000円を補正させていただきます。

町債につきまして、節の福祉施設整備事業債。地方債補正で説明しましたが、1,000万円の減額でございます。松田さくら保育園の増築事業に対する県費の増、事業費の減を今回起債から減額をさせていただくものでございます。

公営住宅建設事業債につきましては、国庫補助金が増額になったため、籠場町営住宅の起債につきまして、2,340万円を減額させていただくものです。

臨時財政対策債につきましては、額の決定に伴いまして368万7,000円を増額させていただくものでございます。

1枚おめくりください。歳出です。総務費の総務管理費、財政管理費の積立金、財政調整基金へ2,000万円を積みさせていただきます。繰越金が確定しましたので、その一部を積み立てるものでございます。これにより、今年度末につ

きましては2億8,400万円、約2億8,400万円の財政調整基金となります。

続きまして財産管理費の工事請負費、説明欄、昇降機改修工事でございます。109万1,000円につきましては、庁舎エレベーターにつきまして、法定点検をもとに安全装置関係を改修をさせていただくものでございます。

続きまして、企画費の先駆的空き家対策モデル事業530万5,000円につきましては、新設されました住宅市場整備推進等事業費補助金を利用しまして、県弁護士会、県司法書士会など、官民連携して空き家予防対策を図るものでございます。

続きまして統計調査費、説明欄の基幹統計調査事務経費24万9,000円につきましては、県の委託料の増に伴いまして、それぞれ補正をさせていただくものでございます。

1枚おめくりください。18ページ、民生費です。社会福祉費の社会福祉総務費、備品購入費47万6,000円につきましては、健康福祉センターの建設後20年を経過し、老朽化した冷蔵庫を購入させていただくものでございます。

繰出金、介護保険事業特別会計繰出金につきましては、昨年度の精算として1,165万1,000円を減額するものでございます。

続きまして負担金補助及び交付金、説明欄の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金につきましては、グループホームみやまの里へ整備事業の交付金として支払うもので、同額の国庫補助金を歳入してございます。

後期高齢者医療広域連合市町村定率負担金過年度分精算金につきましては、過年度分の精算を行うものでございます。

その下段、目の障害者福祉費の44万3,000円につきましては、県費補助がつかまりましたので、財源補正をさせていただくものです。

続きまして児童福祉費の児童福祉総務費、償還金利子及び割引料、説明欄、子ども・子育て支援交付金返還金。こちらにつきましても、昨年度の精算に伴う返還金としまして、40万4,000円を計上してございます。

続きまして負担金補助及び交付金、保育エキスパート等研修代替保育士雇用費補助金、県の補助4分の3を使用しまして、保育士の研修時の代替の保育士の雇用のための賃金でございます。すいません、交付金でございます。

負担金補助及び交付金、民間保育所整備事業補助金としまして、662万2,000円の減額となっております。松田さくら保育園の園舎増築の整備事業に対しまして、県の補助が増額、また事業費の減額のため、町の負担が下がったために減額をさせていただくものでございます。

1枚おめくりください。保健衛生費の環境対策費、報償費、有害獣駆除報奨金、24万円の増額でございます。本年度予定数の40頭を既に超えているため、80頭分を追加させていただくものでございます。

農林水産業費、農業費、自然休養村管理費。説明欄、宇津茂管理休憩施設トイレ洋式化改修工事59万4,000円。ロウバイまつりに来園されます多くの方からの要望が強かったロウバイ園のトイレにつきまして、洋式化への改修工事をさせていただくものでございます。

続きまして、ふれあい農林体験施設管理に要する経費22万8,000円につきましては、ドッグランの施設整備に伴います不足分を今回補正させていただくものでございます。

続きまして、土木費の住宅費、住宅建設費、こちらも財源補正でございますが、2,340万円。籠場の町営住宅に対する国庫補助金該当のための財源補正でございます。

続きまして、教育費の小学校費、松田小学校費。賃金、臨時雇用賃金60万5,000円でございます。今年度、個別支援が必要な児童が1年生に入学したために、学習支援員を増とするための賃金を計上させていただきました。

続きまして、予備費1,480万5,000円を加えまして、3,954万8,000円とさせていただいております。

統計調査員の報酬に補正がございましたので、24ページ以降に給与費明細、また債務負担、地方債に補正がございましたので、28ページ以降に調書が添付されているので、後ほど御高覧ください。

説明につきましては以上です。よろしくお願いたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

1 2 番 大 舘 1点目にですね、4ページの債務負担行為の補正があります。寄ロウバイ園の指定管理については、新規条例が上程される予定ですよ。きのうの全協で

説明を受けました。それで、この債務負担行為で、金額がもう決定されて、1年間100万の3年間の300万ということでされてます。え、しない。(私語あり) もっと声を大きくしてください。しませんか。

議 長 一旦質問を切ってください。回答しますから。

観光経済課長 ただいま御質問いただきました松田町寄ロウバイ園の条例についてはですね、もう既に条例につきましては制定をさせていただいておりますので。

12番 大 館 自分の勘違いで、きのう説明があったから、これからされるのかなと思ったんですけども。この金額についてね、きのうも質問させていただきましたけども、関係団体とですね、十分な調整がされたのかどうか、ちょっとその点を1点お願いします。

観光経済課長 ただいまのですね、御質問いただきました今度の寄ロウバイ園の指定管理につきましては、宇津茂ロウバイ部会ですね、会長さん等とですね、打ち合わせのほうはさせていただいて、今回このような提案をさせていただいたものでございます。説明は以上でございます。

12番 大 館 そういう回答では何の質問もできないんで、わかります。それ以上のことは内々の問題ですから、わかりました。

それとですね、17ページの13委託料の中でですね、空き家発生予防事業委託料とありますけれども、どのような事業を想定されているのか、ちょっとお願いします。

定住少子化担当課長 この事業につきましては、先ほど政策推進課長のほうからですね、この先駆的な空き家モデルとして、国がですね、新しく空き家の発生の防止ということと、所有者の不明ということで、新たなテーマに加えた事業を松田町が手を挙げたところですね、採択された事業でございます。採択の内容ですが、2つあるんですけども、高齢化が進む中でですね、空き家が発生する要因の大多数を見ますと、所有者の不明、それと相続問題などと言われてございます。これらの要因からですね、町としてはどのような事業をするかということで、高齢者に対して空き家の予備軍の増加をどう対応していくかということで、民間事業者あるいは専門家と連携をしてですね、相続の登記について、あるいは成年後見制度、あるいはリバースモーゲージ、またですね、マイホーム借り上げ制

度や民事信託などですね、そういうものを高齢者等にわかりやすいリーフレット等を作成し、事業を努めていくということと、人生のエンディングテーマに伴う講演会、あるいは講座等も開催をあわせて行います。また、不動産相続等についての講演会も実施したいというふうに考えてございます。また、住民からのですね、空き家に対する相談会も開催し、最終的には司法書士会や弁護士会等の専門家で、スムーズに空き家に関する相談をですね、情報を伝えていくという仕組みを構築したいというものが1つございます。そうしたものの報償費、そしてこれらのパンフレット作成するための事業者一緒になってする事業を委託料として取り組んでございます。

もう1つがですね、民間の賃貸物件の空き室の増加に対応するためにですね、今、空家バンクというのを松田町がやってございます。その空家バンク登録者あるいは不動産事業者、仲介事業者さんを通した所有者さんに対してですね、住宅セーフティーネット制度等がございます。こうした制度、例えばリバースモーゲージ型の住宅ローン制度、あるいはDIY、改修等をして賃貸住宅の制度等の情報、町の情報、そして国の情報、県の補助の情報などをですね、チラシをつくってですね、それらを民間の事業者さん等にどんどん周知をしていくということの事業を展開し、最終的にはですね、この事業を通して空き家の予防と空き室対策を一体的に実施することによって、人口減少対策とですね、将来的な空き家対策に関する費用の抑制、そしてもちろん環境の保持、最終的には定住人口の増加、今言われた民間賃貸住宅の流通の促進をあわせて行うということで、こういう部分を委託料に含めて実施していくということで、これが国として先駆的な事業として認められた事業でございますので、100分の100、いい形で努めていきたいと思っております。

あわせてですね、今ちょっとうちのほうでですね、手がおくれている自治会、自治会あるいは地域の方にですね、いろいろ情報を聞きながら、あわせてその情報を活用に向けて空き家対策に臨んでいきたいというふうに考えるところでございます。以上です。

12番 大 舘 細部にわたって説明いただきましたけども、自分の感覚としてはね、空き家の発生予防ということですから、空き家をつくらないということは、移住者を

ふやすとか、きちっと相続とか、そういう関係も絡めて、いろいろ複雑な問題があると思うんでね、講演会とかそういうのをやっただけでは、なかなか解消できない部分があると思うんですけども、現実にもう、今、松田町で空き家はどのくらいありますか。

定住少子化担当課長　空き家の戸数ですね、今ですね、第2回目の更新、空き家実態調査ということで、職員のほうが入りまして、半年前の時期に調査を行いました。物件的には58件の空き家等と思われる実態調査があるんですけど、その55、戸数のうちの方の所有者を全部調べてですね、アンケート等を行ってございます。その中で26件がですね、空き家としていますよという回答をいただいております。そのほかの方につきましては、まだ空き家ではない。年間には必ず1回戻ってくるとか、別荘的に使っているとか、今、高齢者、老人ホームに入っているとか、そういう情報をいただいておりますので、最終的に町が空き家等として活用してもらえますかという情報については6件、6件をいただいております。この6件の方にはですね、都度空き家バンクに登録していただいたり、移住希望者があったときに情報提供したりということで今、取り組んでいることでございますので、今後ですね、さらに町のほうから見えない部分については、自治会さんを初め地域の方から情報をいただいて、空き家法に基づく所有者等確認できますので、その方と調整をしながら、空き家の活用促進に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

12番　大　　館　　以前たしか松田町には九十何戸ぐらいの空き家がありますよというようなことに発表されたような気がするんですけども、いろいろ社会状況変わりますから変動はあると思いますけれども、九十何戸が五十何戸ということで、改善されたのかなとは…改善されたんであれば大変いいことだと思いますけども、なかなか打つ手がないというか、持ち主が貸したくないとか、そういうのいっぱいあるんで、その辺の町としてのね、介入度を高めて、やはり不動産屋さんが入ることによって引いちゃう部分がいっぱいありますよね。一般のところではね。その辺のことも含めて、安心して貸すほう、借りるほうが話がしやすいような状況づくりというの必要なかなと思いますので、そういうのも含めてですね、この事業で取り組んでいけばですね、解消がしやすいのかなと考え

ますけれども、その辺はいかがですか。

定住少子化担当課長 ありがとうございます。この空き家につきましては、松田町につきましては上郡の中でもですね、この空き家についての利用希望者から情報をいただいたときに、町としてまずこういうものがあります。最終的に利用者と登録者、所有者ですね、そこを結びつけるためにですね、松田町独自としても職員が直接立ち会っています。今、立ち会っています。これはどこの市町村に聞いてもそういうことをやっているところはほとんどないと。神奈川県では。最終的に利用者がですね、町のことをすごい聞いてきますので、そうしたことと、また先ほどあった自治会のことですね、自治会のこともどんな状況にあるのかということも、職員が入って利用者、所有者と3者でですね、情報共有をして、今努めているところもありますので、今後も引き続きですね、町の職員として宅建等を持ってないんですが、そういうところは強く努めていき、空き家の活用に努めていきたいというふうに考えてございます。以上です。

議 長 ほかに質疑ございますか。

8 番 小 澤 今の関連ですけれども、今、空き家対策のことはよくわかりましたけれども、やはり同じように空き地の問題、所有者不明の空き地の問題がやはり大きな今、問題になっている。所有者不明ということで、固定資産税もそのまま放置されているというような話も聞きますけれども、空き地に対してはどういうような対策を持っていただけますか。

税 務 課 長 今、空き地ということなんですけれども、空き地に対してどうのこうのするという話は税務課ではないんですが、所有者等の確認につきましてはですね、各現状持っている情報の中から、戸籍を取ったり、それから住民票を取ったりして、相続人の特定には努めております。そういったものの中でわかったものについては、こちらのほうから文書を送り、相続をしてくださいとか、例えば納税管理人とか相続人代表者の指定の用紙を送り、納税者の確保には努めておるところではございますけれども、なかなか何代もたつて相続がされてないと、相続人がものすごく多くなります。100人とかある場合もありますので、その辺は調整しながら確保に努めているところでございます。以上です。

8 番 小 澤 今、担当課長の話がありましたけれども、一生懸命努力はされていても、な

かなかそれが解消するという見込みはまずないんじゃないのか。現実問題としてね。担当課長の努力はわかりますけれども、政策推進課のほうとして、やはりこの問題に対する対策というものは何か考えていられるのか。そういったような、例えば補助金が取れるとか、やはりこの空き地に対しても同じように考えていかないといけないのかなと思うんですけど、どうですか。

定住少子化担当課長　　今、空き地ということで、今、例えば危険な建物とか工場とか倉庫とか、あるいは草がぼうぼうとか、木がとか、いろいろあります。最終的に連絡が来るのがですね、定住少子化のほうに空き家ということで連絡が来るんですが、例えば景観上とかそういうものについては、それぞれの課と連携をして、まずそこに一度行って、その連絡があった方と調整をして、所有者をすぐつかむことできないので、その情報をまず一回聞きます。ある程度、所有者が確保できる見込みであれば、その方に町として指導あるいは助言をしてですね、その景観に努めていくと。それ以上のことになってくると、これ、法律的な部分ができないので、町として例えば条例をつくって、その部分を所有者を確保して、空き家法と同じような行政の略式代執行とかいう形には持っていけるとは思います。現状では、今現状ではまだそこまでいかないという状況でございますので、まず現地に行って現地を確認をして、町としてできること、地域の方と連携をしてできることを模索をしている状況ではございます。それに対する補助金という、空き地に対する補助金というのは、ちょっと私のほうもまだ勉強不足で、今現在確認はしてございません。以上です。

8 番 小 澤　　特にね、やっぱり住宅街の中の空き地、所有者不明、要するに相続が非常に煩雑で、されていないということで、10年とか20年、ずっと放っぼりっ放しになっていて、多分その部分については固定資産税も取れていないんだろうと思うんです。だから、やはりこれも空き家の問題と同じようにね、同じレベルでやはり考えていっていただかないと、いつまでたってもこれは解決がしないことになりますので、その辺はこれから先、ひとつ努力をお願いしたいと思います。終わります。

6 番 飯 田　　今、小澤議員のほうから質問があったのと同じような内容なんですけど、土地所有者の所在や生死の行方がわからなくてですね、相続が未登記になってい

るという土地が、この前、NHKで2回ぐらいやられてましたかね。皆さん、ニュース…ニュースというか、特番で見られたかと思うんですけど。その土地が日本全国です、寄り集めると九州全県以上の土地がですね、誰のものかわからないというふうな形でね、宙に浮いちゃってるというふうなことなんですけど、当然、全国でその九州一圏分ぐらいのね、所有者の不明な土地があるということは、松田町にも当然あるんじゃないかと思うんですけど、そういうふうなところまで今回の審議会といいますか、発生予防事業ですか、その中で話をですね、踏み込んでいくのか、あくまでも今現在の空き家が発生しそうなやつを未然に防ぐというだけのレベルでおさめるのか。その辺をちょっとお聞きしたいのと、あと実際、もし相続がですね、なされてなくて、宙に浮いちゃってる土地が松田町にどのくらいあるのか、もしわかれば教えてほしいんですけど。というのは、今ここにね、みんな土地で困っているというところで、たった58坪、58坪の土地をですね、3代にわたり相続をしなかった場合に、土地の相続人は150人ぐらいふえるというふうな、これ、実際の例なんです。そのくらいなっちゃうと、もう本当に誰が…土地があつて所有者わかってますね、本当にその人に、例えば税金をかけていいのかどうかというの、今度逆にわからなくなりますよね。そういうふうな問題も含めて、今度の審議会になると思うんですけど、どの程度までのことを考えているか、わかったらお教えいただきたいと思います。

定住少子化担当課長

こちらのほうはですね、飯田議員のおっしゃるとおり、空き地に対しても空き家に対してもですね、所有者不明のデータ等は税務課等と調整をしながらですね、把握をして、それに伴いまして、専門的な学識経験者等々との話し合いの中でですね、協議していきたいというふうに思います。現在のほうが国のほうに申達した申請の中では、空き家という形の先駆的モデルの採択をいただけてますので、それに対して空き地も一緒にやっていくというようなことが妥当かどうかというの、あわせて検討していきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

税 務 課 長

ただいまの質問でございますけども、今ちょっと詳しい数字は持っていないんですけども、当町で相続人が不明という件数については、今のところ三、

四件ということですが、ただ、今現在ですね、やっている対策としましては、まず死亡届が出たときに、その方が持っている土地等ある場合はですね、相続人の方になろうかという方に、まず相続登記をしてくださいということをお伝えします。なかなかそれが進まない場合であっても、要は税を納税していただく方の指定、それから相続人の代表者の指定届を出していただいて、納税者の確保に努めております。一番問題となっているところは、当町に住所がなく、他町、他の県とかに持っている方の場合が一番わからない部分がありますので、その部分については先ほど言ったように登記簿謄本を取ったり、その方の在住している市区町村に住民票それから戸籍の照会をして、そこから全部たどって行って、それから相続人の方を洗い出し、先ほど言ったように3代続くと150から200件出てきますので、その中から全部を探しながら努めているところではございます。以上です。

議 長 よろしいですか。ほかに質疑。

2 番 田 代 予算計上の手法についてお尋ねさせてください。具体には13ページ、企画費補助金530万。先般話題となっていました住宅市場整備推進等事業補助金、これに国庫で530万ついたと。一方で、この支出なんですけれども、17ページで、530万5,000円ですか。要するに100分の100。国庫補助を精算するためにぴったりだとまずいので、5,000円町単分を見ると。その内訳が報償費、旅費、以下需用費、役務費、委託料となっております。これについて私どもの考えで言えば、オーソドックスな予算計上だと思います。一方で、前回、去年だと思うんですけど、平成29年の補正予算で地方創生事業がかなり予算計上されたと思います。そのときに明許繰越でドッグラン整備事業、恐らく5,000万から6,000万の総額だったと思うんですけども、そのときに吉田課長に多分、私、質問しているんですけど、委託料で一発でこの額を執行しているんですよ。その中に工事費、例えば今回見事にリニューアルされたドッグプールだとか外構工事、それと体験実習館のリニューアル、こういったものがたしか入っていたと思います。片方は執行上、時間がなくて、ある程度決められた期間の中で委託料の中に工事を入れて、どんとやったと。それはそれで一つの手法として新しいのかもしれないんですけども、私たちからすると非常に見えてなかった。そのようなこ

とがあつて全員協議会でこの工事内訳、いろいろ説明いただいたんですけども、町のほうでお出ししている公共事業の進捗状況、投資的事業の進捗状況の四半期ごとのには、こういったものだと今のドッグラン整備だとあらわれないなと思うんですよ。はっきり出てこない。一方で、古い形のこういうオーソドックスの中で、例えば工事あたりだと、いろいろわかる…見えるというふうな感じがします。

私、何を言いたいかというと、新しいやり方は新しいやり方でメリットもあるんですけども、ちょっと見えないというデメリットもあります。一方で、オーソドックスな今回の17ページの予算計上、同じ国庫補助でもまるっきり違うやり方をやってるわけですよ。片方は530万の補助金をクリアするために5,000円しかないから、恐らくこれ、ぴったり予算を使い切るというの難しいから、流用、流用で、手間がかかると思うんですよ。最終的に精算するときとか、あれ。だから、そういう中で、これからの考え方で、2つの手法のうち、どういったやり方でやっていかれるのかな。推進課長、わかりますか、質問の意味。どちらが主流になっていくのかなと。その辺をちょっと見解をお聞かせいただきたいと思います。

参事兼政策推進課長

本来は今回の予算、補正予算のようなやり方が正しいのではなからうかと思っています。ちょっとドッグラン、たしか6,500万ぐらいの推進交付金、多分あれも満額だったような気が…満額でしたけれども、ちょっとそれについてはちょっと記憶ないですけども、確かに委託料、一括で計上させていただきました。計上の仕方としては、多分本来のこちらのやり方が正しいと思いますけれども。(私語あり) ちょっとすいません、その辺、時間をいただけますか。

2 番 田 代

ことしの初めですか、山北町で研修会、鉄道関係の研修会やったとき、小山町の一つの例として、小山町の専門官が県の職員で、その方が小山に町長が招き入れて、それでやってる手法がまさにこの委託料と工事費をセットで執行してるように私、聞いたんですよ。その方がたまたま設計士の免許を持っていたから、土木工事あたりは工期がないとき、急に予算がきて工期がないときは、そういう手法で役所にちゃんとチェック機能があれば、そういうやり方もある程度短縮できるというふうな話を伺った記憶があるんですよ。そういうのから

すると、今回、松田町で初めてああいう形でやったんですけれども、これから
どういう方向で行かれるのかなということでお尋ねしました。わかる範囲で回
答をお願いします。

参事兼政策推進課長　　ちょっと細かいところまではお答えできませんけれども、ケース・バイ・ケ
ースというか、その場面場面に応じて必要な補正で対応させていただきたいと
思いますけれども、それでよろしいでしょうか。

2 番 田 代　　では、これで最後にさせていただきます。今回ここで今の寄のドッグランが
この30年の決算である程度終結すると思います。そうすると一つのモデル事業
として取り組んだ例が出ると思いますのでね、その辺をもとに、またしかるべ
き時期に見解をいただければありがたいと思います。よろしくをお願いします。
以上です。

5 番 中 野　　質問に入ります前に、町長、きのう夜、テレビを見させていただきまして、
神奈川テレビ。（「おとといの夜」の声あり）おととい…そうですね。ああい
ったすばらしいメディアを使つての放映があるといった場合には、ぜひぜひ私
たちも興味があることでございますのでね、堂々と皆さんにごらんになってい
ただくようにアピールしてやってください。

1点、要望がありまして、それに基づきまして。大変小さなことなんですけど、
21ページの環境対策に要する経費、報償費ですね、報償費。鳥獣防除対策事業。
今回、これは当初予算においてはたしか12万あったんですが、4月1日からこ
の8月までで40頭。これはハクビシン、タヌキ、アライグマと…アナグマです
ね。これに対する1頭につき3,000円ということで、猟友会また並びにお百姓
さんがわなをかけられてしとめられたときに、証拠写真を持ってということで
報償金が支払われている。既に40頭分が使い切るということで、80頭分のこの
補正がなされたんだと、今、説明がありましたが。従来ですとこの当初の
12万で十二分であったはずであろうなんですけど、今回は国の補助金がつきまし
て、7月1日からシカ、イノシシに対して1頭につき8,000円という報償金が
つくようになりました。それによって、その8,000円欲しさに猟友会の人たち
がわなを一斉に仕掛けたということではないんですが、国や県、また町の要望、
要請もございまして、わなを仕掛けておるといのが実態でございます。例え

ば松田町、寄さんもそうなんですけども、支部もそうなんです、松田町に限って言いますと、松田山中に約30カ所わなを仕掛けてございます。くくりわなでございます。猟友会さんが。これは毎日、朝、交代で2時間ぐらいをかけて30カ所、山の中、見て回るわけですね。大変な作業でございます。それで、そのわなにはですね、シカやイノシシだけがかかるわけじゃございません。ですから、このようにどうしてふえてしまったのかと。補正を組むほどふえたのかという、ハクビシンやタヌキも、アナグマもそのわなにかかってしまうわけです。したがって、せっかくこういう政策があるんですから、ルールがあるんですから、つぶさに写真を撮って、それを観光経済課に3,000円の補助金の報償金をもらえるようにということで、申請に行くわけですね。今回これだけふえたということは、そういった要因があってふえたわけでございます。決して猟友会の人たちが3,000円欲しさで一生懸命やっているということはございません。

そこをお願いがあるんですが、猟友会の人間が申請に行きます。例えば、毎回毎回、きょうとれたから、あしたとれたからと、1頭ずつを持って行ってるわけじゃなからうと思います。まとめて行くわけですね。そうしますと、何やら猟友会の人たちがおっしゃるには、以前、熊本で不正がございました。1頭のイノシシを右から左から、縦から後ろから撮って、4頭にも5頭にも見せると。そういったことがありまして、非常に大きな問題になりました。猟友会の人たちがタヌキ、ハクビシンの写真を持って行ったときに、大量に持って行きます。例えば10枚、13枚といったときにですね、窓口当たられる人たちは、ぜひせめてですね、「御苦労さまでございます」の一言が欲しいと。何やらそのときに感ずるのが、本当にこんなにとれたの、これ本物というような顔をされるような、後ろめたい思いをどうしてもしてしまうということらしいんです。その辺についてですね、猟友会の人たちは一生懸命、汗水たらして、ガソリン代にもならないような3,000円でもってやっておるわけでございますので、おもてなし、また来町された人たちには笑顔で接するというのがモットーの松田町でございますので、課長、その辺のところ、ぜひとも徹底していただきたいと思う次第でございます。これは要望でも結構ですけども、もしコメントが

ありますれば。

観光経済課長　　すいません、大変貴重な、ありがたい御意見いただきまして、ありがとうございます。ただいまですね、有害鳥獣対策につきましては、やはり松田・寄猟友会の皆様ですね、御協力の中で初めて、また周りのいろいろな各種団体の御協力により成り立っていくものでございます。また、その交換となる町職員ですね、どうもありがとうございますというような気持ちをですね、今後しっかり出していくような形でですね、努めさせていただきたいと思いますので、また今までそういうようなお気持ちをさせてしまったですね、猟友会の皆様に心からおわびを申し上げますので、これからまたよろしく願いいたします。以上でございます。

議　　長　　ほかに質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第34号平成29年度松田町一般会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議　　長　　暫時休憩いたします。10時35分から再開いたします。　　　　　（10時20分）